

## 中山道中津川宿「六斎市」開催細則

### 第1条 開催日、時間

中山道中津川宿「六斎市」の開催日は、原則1月を除く毎月第1日曜日とする。時間は午前9時から午後2時30分までとし、朝市部門の開催については午前9時から正午までとする。開催時間に準備、撤収時間を勘案した交通規制を実施する。ただし、実行委員会（企画委員会）（以降「実行委員会等」という）の判断で、開催日、時間を変更することができるものとする。

### 第2条 出店者

中山道中津川宿「六斎市」へ出店する者は、中津川市内で事業を営む者で、かつ中津川商工会議所又は中津川北商工会の会員である者とする。なお、他地域の商工会議所・商工会等の推薦を得て、かつ実行委員会等において出店が適当と認められた場合はこの限りではない。

### 第3条 出店許可

中山道中津川宿「六斎市」へ出店しようとする者は、別紙「中山道中津川宿『六斎市』出店申込書」並びに「出店に際しての確約書及び同意書」を原則として実行委員会等が指定した日までに必要事項を記入のうえ事務局宛提出し、実行委員会から中山道中津川宿「六斎市」出店許可証を受けなければならない。

(2) 出店の際にはお客様から見やすい場所に必ず上記中山道中津川宿「六斎市」出店許可証を掲示すること。

### 第4条 販売品目

中山道中津川宿「六斎市」で販売する品目は、開催目的にふさわしいと実行委員会等が認めたものとする。この場合において法令等により販売を禁止されているものは、取り扱わないものとする。なお販売において許可が必要な商品については、これを出店者の責任で行なうものとする。

### 第5条 出店の可否、及び出店位置

実行委員会等で出店の可否、及び出店位置を決定し、その理由については公開しない。

### 第6条 開催方法

開催日には朝市実施場所に交通規制をかけ歩行者天国とし、交通規制範囲内にて販売を行う。売り場設置においては緊急車両の交通の妨げとなってはならない。また棚・机・椅子・電源・水・テント等の必要な機材は原則として出店者で用意すること。

### 第7条 出店料

出店料は1区画約3m：2,000円で、六斎市実施時に徴収する。ただし原則として最大2区画までとする。なお、販売品の内容により広い区画が必要な場合は実行委員会等との協議のうえ決定する。

付則：この規則は、令和元年12月16日から施行する。

改訂：平成26年 9月11日

平成27年 3月 6日

令和 元年12月16日